

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

交通ルールは具体的にわかるよう、子供に指導しよう!!

～交通ルールを守るよう日頃注意していた母親に賠償命令?!～

平成23年9月、当時小学3年生だった男児の乗った自転車が60歳代の男性に衝突し重傷を負わせた賠償事故で、福岡地方裁判所は平成26年3月、児童の母親に220万円を支払うよう命じました。

裁判では男児の母親が「交通ルールを守るように日頃から注意していた」として、親の監督義務を果たしていたと主張しました。ところが裁判官は「男児への指導が具体的ではなかった」として、母親の監督が不十分だったという見方を示したのです。



交通ルールを守る呼びかけだけでなく、「具体的な指導」が必要!!

この判決のポイントは何と云っても、親権者である親が子供に対して自転車利用の交通ルールについて「具体的な指導を行う必要がある」ことを示したことと、事故を起こした場合の「賠償責任を免れることの難しさ」にあります。

「人にぶつからないように気をつけなさい」「事

故にあわないように気をつけなさい」といった注意だけでは、子供は具体的な交通ルールを理解することができません。親が実際に行動で示すことはもちろん、「二人乗りはしない」「信号は正しく守る」などより具体的に教えてあげることが大切です。また、子供はヘルメット着用を心がけましょう。

イラストでみる自転車利用の主な交通ルール!!

●歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



※自転車は車両ですが、自転車も例外的に歩道を通行することができます。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を通行するときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

●夜間は必ずライトを点灯する



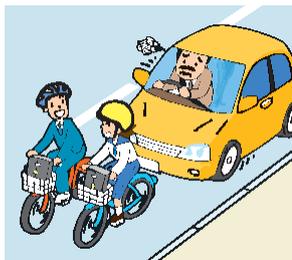
※夜間の無灯火運転の場合、5万円以下の罰金。

●二人乗りはしない



※ただし、幼児を乗せる場合は、例外的に認められています。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

●道路は並んで走らない



※「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

●信号を正しく守る



※信号無視は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

●一時停止と安全確認をしっかりと行う



※一時不停止は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

●自転車乗車中は、携帯電話、イヤホン等は使用しない



※自転車乗車中の携帯電話、イヤホン等の使用、傘さしといった行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反（5万円以下の罰金）にあたる場合がありますので、やめましょう。

●傘さし運転はしない



～ちよつと珍しい健康保険給付～

ワイズライフFPコンサルタント 代表 山中 伸枝

「しずく形」人口乳房が 平成26年1月から健康保険適用に！

日本の医療技術は日進月歩です。と同時に、より多くの患者さんがその恩恵を受けることができるようにと、健康保険適用の対象が見直しされています。

健康保険が適用されると、その治療費の個人負担は3割で済みます。また一定額以上になれば高額療養費制度の対象となり、多額の医療費の支払いを心配することなく治療を受けることができます。

ところで、健康保険の適用は非常に多岐にわたっているのをご存知でしょうか。例えば、お子さんが使用するメガネやコンタクトレンズの購入代金も弱視や斜視、先天性白内障の「治療のため」であれば、健康保険が適用されます。特にお子さんが小さいうちは、本人の自覚がありませんから、大人が注意して適切に対処したいものです。

またがんの中でも、女性が最もかかりやすいといわれる乳がんは治療の一環として乳房を摘出する手術を受ける場合があります。しかし、女性にとってこの手術は体力的にも精神的にも多大な苦痛を伴います。これまで術後に乳房を再建すると全額自己負担でしたが、平成26年1月から「しずく形」人口乳房が保険適用になりました。

禁煙治療にも健康保険が！

最近テレビなどで見かけることも多い禁煙治療、これも保険適用です。タバコは嗜好ではなく依存症であるという認識に基づき治療費用に保険が使えるのです。

歯の治療で用いられる「かぶせ物」についても、最近健康保険適用になったものがあります。それが、ハイブリッドセラミックスと呼ばれるものです。これは従来の保険適用であったプラスチック製の白いかぶせ物に比べると強度と審美性が非常に優れているそうです。厚生労働省に施設基準の届け出を行い、認可された歯科医院のみで扱えるということですから、一度調べてみるのもよいかも知れません。

埋葬料の請求を忘れずに！

あまり知られていない保険の給付に「埋葬料」があります。国民健康保険の被保険者の場合、給付額は1万～5万円程度と自治体によって異なりますが、受給のための申請を忘れていらっしゃる方も多いそうです。時効は2年で

すから未請求の方は確認してみましょう。

被保険者ご本人が亡くなった場合は遺族が、扶養されていた方が亡くなった場合は被保険者が請求をします。窓口は国民健康保険なら役所、会社員であれば会社です。国民健康保険の被保険者ご本人が亡くなった場合でも、会社を退職して3か月以内の死亡、あるいは傷病手当などを受給中、受給終了後3か月以内の死亡であれば、会社の健康保険から埋葬料が受けられます。会社によっては、上乘せで独自給付をしてくれるところもあります。

このような情報は、健康保険からの機関紙、自治体の広報誌、新聞などで発信されことも多いので、日々の暮らしの中で注目していきたいですね。



～セクハラ、パワハラと民事損害賠償①～

CS 労務経営研究所 社会保険労務士 三宅 直知

セクシュアルハラスメント（以下、「セクハラ」という）とパワーハラスメント（以下、「パワハラ」という）は、ともに労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける行為であり、労働者の能力発揮の妨げや職場環境を悪化させる上に、企業の社会的信用の失墜、企業責任も問われる大きな企業リスクです。問題が起きないように、その定義を認識しておきましょう。

●同性間、部下から上司に対して行われるものも含まれる！

セクハラとは、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に起因するもので、対価型と環境型に区別されます。対価型とは、このような言動に対する労働者の拒否・抵抗により、その労働者が解雇、降格、労働契約の更新拒否等の不利益を受けるものをいい、環境型とは、このような言動のために労働者の就業環境が不快なものになり、その労働者が就業する上で見過ごできない程度の支障が生じるものをいいます。

一般的にセクハラは、男性から女性に対して行われる行為という認識が強いですが、女性同士間、男性同士間にもセクハラはあります。

パワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為、またはそれにより職場環境を悪化させる行為をいいます。

一般的にパワハラは、上司から部下への指導の範囲を超えた暴力的な言動やいじめ・嫌がらせなどを指すことが一般的ですが、先輩・後輩や同僚間だけでなく部下から上司に対して行われものも含まれます。

●増加傾向にあるパワハラでの賠償事例

セクハラやパワハラに対する民事損害賠償請求は、直接の行為者に対して不法行為（民法709条）に基づき行われると同時に、会社の対応・処理のまずさや社内環境等を理由に共同不法行為（民法

719条）、使用者責任（民法第715条）に基づき会社に対しても行われるのが一般的です。

賠償額は、事案内容によ

り慰謝料及び弁護士費用合計で30万円～200万円といったケースが多いようですが、それが原因で退職や退職した場合は別途賃金支払いを命じられたり、うつ病など精神的疾患を発症した場合は業務災害として逸失利益を含めて賠償を命じられたりすることになります。とくに昨今は、パワハラに対する事案が多くなってきており、「パワハラ」→「うつ病発症」→「うつ病による自殺」といった事例となると、賠償金額は相当高額になることを覚悟しておかなければなりません。



《例えば、パワハラとはこんな行為です》

1. 身体的な攻撃	暴行・傷害
2. 精神的な攻撃	脅迫・名誉棄損
3. 人間関係からの切り離し	隔離・仲間外し・無視
4. 過大な要求	業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
5. 過小な要求	業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
6. 個の侵害	私的なことに過度に立ち入ること

出典：厚生労働省「こころの耳」

※4～6についてパワハラに該当するか否かは、業種や企業文化の違い、また行為が行われた状況や継続的かどうかなどを考慮する必要があります。



「逸失利益」とは？ 不法行為や債務不履行などに基づく損害賠償において、その損害賠償の対象となる事実がなければ得ることができたと考えられる利益のことをいう。

カロテン、ビタミンを補って外部からの攻撃をガード！

実年齢には抗うことはできないけれど「肌年齢」は、努力や工夫次第でどうにかならないだろうか
と、鏡に向かう女性も少なくないでしょう。今回は、食事で高めるお肌のケアをご紹介します。

素肌力アップは、からだの中からはじまる

女性のお肌の悩みは、シミ・シワ、さらにたるみやくすみと尽きることがありません。これらの原因となる紫外線やお肌の乾燥対策として外の攻撃からお肌をガードしつつ、からだの中からケアすることも忘れずに。お肌のうるおいは、表皮にある角質層の水分、皮膚や汗の分泌によって保たれています。皮膚細胞のサイクルは、およそ4～6週間のサイクル。お肌が喜ぶ食事をとり入れて皮膚の代謝を活発にしていきましょう。

食べてケアする栄養素とポイント

1. カロテンを補う：強い抗酸化作用があります。トマト、ニンジン、アボカド、緑黄色野菜
2. ビタミンCを補う：コラーゲ

ンの生成を助けます。かんきつ類、キャベツ、じゃがいもなど

3. ビタミンEを補う：血行をよくしお肌にうるおいを与えます。ナッツ類、かぼちゃ、オリーブ油など

4. ビタミンB群を補う：皮膚の新陳代謝を促します。豚肉、レバー、さば、さんま、卵など

腸は栄養吸収の窓口となります。便秘はお腹に老廃物をため込んでしまうため、お肌や健康にとって大敵です。快腸と栄養補給で素肌力をアップさせましょう！



えびとアボカドのクリーミーポテトサラダ

材料：3～4人分

じゃがいも……………2個
アボカド……………1個
ムキエビ……………30g
ゆで卵……………1個

【ドレッシング】

レモン汁……………小さじ1
コンデンスミルク……………小さじ1
ヨーグルト（水分を切る）……………大さじ1
マヨネーズ……………大さじ4
塩・こしょう……………少々
洋辛子（練）……………適量
ブラックペッパー……………適量

作り方

①じゃがいもは、皮のままラップをして電子レンジで約7分温める。竹串をさしてスムーズに刺さるようなら、熱いうちに皮をむき、ひと口大に切っておく。軽く塩・こしょうする。



- ②アボカドは皮をむき、種を取って食べやすい大きさに切る。
- ③ムキエビは洗って背ワタを取り、熱湯でゆでてペーパータオルで水分をとっておく。
- ④ゆで卵は皮をむいて適当な大きさに切っておく。（糸をナイフ代わりに使うと黄身が割れません）
- ⑤ボウルにドレッシングを作り、冷めた①②③④を混ぜ合わせて器に盛り付け、ブラックペッパーをかける。



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成26年7月以降、所定の要件を充たした「日本代協認定保険代理士」は「損害保険トータルプランナー」に移行します。



Thanks
Insurance Service

株式会社

サンクス保険サービス

http://thanks-hoken.com/

〒509-0144 各務原市鵜沼大伊木町2丁目67-1

☎0120-79-0313 ☎058-379-0314



日本代協はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス http://www.nihondaikyo.or.jp/